

「支え合い、助け合い」活動に関する依頼書

平成31年3月15日

安曇野市

1 まちづくり推進会議

市では、平成 29 年 12 月、持続可能なまちづくりの推進を図り、もっては市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らせる社会を形成することを目的に、市民と行政が協働して、地域課題の解決に向けた検討を行う「安曇野市まちづくり推進会議」（以下「まちづくり推進会議」という。）を設置しました。

市は、区若しくは区長会、又は各種団体だけでは解決できない地域課題をそれぞれの主体から提起いただき、内容を精査した中で、改めて市長からまちづくり推進会議へその課題解決のための審議を依頼しました。

平成 29 年 12 月市区長会から提起され、市長からまちづくり推進会議へ課題解決のための審議依頼を行ったテーマは次のとおりです。

(1) 全市的な見守り、支え合い、助け合いの仕組みづくりについて

近年、様々な法律に基づき各種支援制度等が整備され、行政、社会福祉協議会、NPO 法人、各事業者等が、それぞれ支え合いや助け合いの取り組みを進めておりますが、縦割りの傾向であり、情報共有も十分とは言えず、連携・協働の仕組みが構築されていません。

そのため、各種団体・組織等の取り組みや制度等を確認し合い、まとめる中で、地域全体で補い合いながら、どう見守り、支え合い、助け合っていくのか、その仕組みの構築について検討を依頼します。

(2) 区の意義や重要性の理解促進について

市区長会では、市民の生活の最も身近なコミュニティ組織として、区は見守りや支え合い、助け合いの地域づくりの基盤強化のため、区域内に居住するすべての世帯を組織することを目指しています。

しかし、近年、人間関係の希薄化や価値観の多様化が進む中、区はその意義や重要性について市民にご理解いただくよう取り組んでおりますが、区への加入及び活動への参画について理解を得られにくくなっています。多くの市民に区の意義や重要性をご理解いただくためにどんな取り組みが必要か、多様な視点からご意見をいただくとともに、各種団体・組織と連携した取り組みの可能性について検討を依頼します。

上記の課題解決のため、まちづくり推進会議において、(1)「全市的な見守り、支え合い、助け合いの仕組みづくりについて」についてワーキンググループにおいて審議をいただきました。まちづくり推進会議では、「支え合い、助け合い、見守り合う」社会を目指し、「福祉グループ」と「安全・安心グループ」に分け、「福祉グループ」では、「福祉」をキーワードとし、「見守り、支え合い、助け合い」に関する全市的な制度の学習会を市役所各担当者からの説明により実施し、全市的な制度の把握とともに、現状の課題を洗い出しました。課

題を抽出した後に、その課題に対する対応策を検討されました。対応策では、区や自主防災組織あるいは市区長会、福祉施設を運営する事業所、民生児童委員協議会、社会福祉協議会及び市の主体ごとの課題解決に向けた役割を検討し、取りまとめられました。また、全市的な支え合いの仕組みの中で、改めて区の支え合い、助け合いに対する役割について検討されました。「安全・安心グループ」では、全市的な交通安全及び防犯の取り組みに対する課題を抽出し、その課題の解決のための施策について検討されました。まちづくり推進会議から、これらを取りまとめた提言書を、平成31年2月18日に市長へ提出をいただきました。

提言書では、様々な課題解決のための策とその策を実行していただく主体を明記していただきました。

2 安曇野市区長会への依頼

市では、まちづくり推進会議からご提出をいただきました提言書を尊重する中で精査し、改めて市区長会へ課題解決のための活動を依頼します。

依頼をさせていただく課題解決のための活動は、各区において実施していくことが望ましいと思われる活動案（以下「活動案」という。）と、今後活動する上で参考としていただきたい事例や実現可能と思われる事例など（以下「具体的事例」という。）に分けております。

市区長会及び各区へ依頼する

「支え合い、助け合い、見守り合い」の活動案及び具体的事例

(1) 障がい者など要支援者の理解を高めるとともに、要支援者や子どもを地域で支える仕組み

①見守り等を受け入れない方への対応、行事への参画の促進

(活動案)

ア 現在、市区長会では「各区において、一人ひとりができることを行い、また効率的かつ効果的な事業推進を図るための区内の組織の横断的連携」を目指し、新たな組織づくりとして部制度の導入を進めておられます。各区において部制度創設を契機に、各種機関や組織と連携した取り組みにより、支え合いや助け合う地域づくりに、多くの区民が参画することを提案します。

イ 隣近所や隣組単位による日常的な声掛け運動の実施を提案します。特に、福祉員の普及により福祉員である隣組長が中心に、日常的なあいさつ、見守りと声掛けを無理なく行うことを提案します。

(具体的事例)

ア 区内居住の高齢者や障がい者など要支援者、また子どもなどに、区への行事に参加いただくよう案内（例えば、区民運動会など大きな行事へ、次に中規模な行事、そして対象者の希望に合わせ拡大させていく）し、さらに区の行事や集会においても、高齢者や障がい者など要支援者、また子どもへ声掛けを行っています。

イ 「防災」をキーワードとして、自主防災訓練や学習会、または興味や関心の高い行事や交流会などに障がい者など要支援者の参加を募るとともに、障がい者など要支援者も参加できる内容を盛り込んでいます。

ウ 障がい者福祉関係者を招いた講演会、あるいは障がい者ご本人から直接話を聞くなどして、理解を高めるとともに交流の機会を設けています。

エ 障がい者など要支援者は家庭の支えが基盤ですが、家庭だけでは支えきれない場合は、隣近所による声掛けなど見守りが必要であり、隣近所、あるいは隣組長などの声掛けにより、区の行事等への参加の機会を拡大させています。

オ 市区長会が推奨する家族台帳を整備し、その運用による障がい者など要支援者の把握と声掛けをしています。

カ 福祉施設入居者などに、区が実施する敬老会やふれあいサロンに招待しています。

キ 事業所との連携を図り、区からは各事業の案内をし、事業所の参画を募り、また事業所は専門的な立場から、サポーター養成講座や学習会などに区民の参画する機会を設けていただくなど、事業所も地域の一員とした連携を図ります。

ク 区は、市社会福祉協議会や身近な事業所等そのスタッフにも参加をお願いし、車椅子

での参加方法や障がい者など要支援者に対する注意事項などノウハウ等教えていただいています。

ケ 初めて参加する場合の第一印象が大切で、最初に不快な気持ちや不安な気持ちを持たせないよう、受け入れ側の準備が必要です。また、支援者も地域の一員として受け入れることも大切で、最初は支援者が参加することにつながり、その後は支援者がいなくても参加できるよう心がけています。

②学習会の開催、広報等による啓発

(具体的事例)

ア 障がいについて、また各種制度について広く区民の理解を高めるため、障がい者福祉関係者を招いた講演会などを開催しています。また、障がい者ご本人から直接話を聞くなど、理解を高めるとともに交流の機会を創出しています。さらに、障がいなどについての情報提供のため区報や区新聞などにより、繰り返し広報、啓発に努めています。

イ 障がい者支援施設等を運営する事業所などとの連携を図り、障がい者に区の行事立案に参画してもらうことにより、障がい者の目線による事業を実施しています。また、事業所が実施する認知症サポーター養成講座や出前講座の開催により相談できずにいた方の参加を可能としています。

ウ 障がい者支援施設等を運営する事業所に区へ加入していただき、事業所が実施する専門性の高い定期的な学習会へ参加しています。また、発達障がいのサポーター養成講座に区民が参加し、障がいについての正しい知識で理解をしてもらっています。なお、事業所では、所在区以外の区でも要請があれば開催していただくことも可能です。

エ 区、地区社協、地区公民館など単独あるいは合同企画により、障がいについて、あるいは各種制度を知るため、定期的に学習会を開催しています。またその内容や成果を区報などにより PR（論評を付ける）しています。

オ 防災訓練など多くの区民が集まる機会に、支え合いや助け合いというテーマで、障がいや各種制度について学ぶ機会を設けています。

カ 障がい者など要支援者にとって適切な誘い方を知ることが大切です。また、市や事業所などとの連携により啓発をしています。

③様々な制度の周知

(具体的事例)

ア 市の出前講座や事業所による研修会、勉強会など開催することで、制度を知る機会の創出につながっています。

イ 区民の中で制度をよく知る人が中心となることにより、制度を伝え広める機会を創出できます。

④障がい者など要支援者が地域に溶け込める環境づくり

(具体的事例)

- ア 地区社会福祉協議会、事業者、行政などと連携し、障がいなどの正しい知識を持つための研修会や勉強会の開催、また親御さんなどの相談の場を設置しています。
- イ 新たな部制度により、「災害」と「福祉」をキーワードにした複合的な支援体制の整備と、事業所と一体となった取り組みを行っています。
- ウ 地区公民館等施設のバリアフリー化の検討をしています。
- エ 区の活動の紹介を写真、動画等でPRし、できることややりたいことを見つけてもらっています。
- オ 和やかな雰囲気の中で、自然体で接し、人格を認めることにより、打ち解けてやりたいことが伝わり、そのことを尊重して温かく見守る環境をつくります。
- カ 障がい者も「受け手」から「支え手」側に回ることができ、「協働のまちづくり」の担い手となるよう、障がいの特徴を理解し、長所を活かせるような環境を整えることが可能となります。
- キ 事業所の協力の下、障がい者が何をやりたいかを知ることで、通常のイベントに障がい者がやりたいことを行える要素を組み込んでいます。
- ク 障がい者は買い物、カラオケ、ボウリング等当たり前のことを当たり前に行えることを望んでおり、地域の方の理解と多少の支援があれば可能となります。

⑤防災をキーワードとした障がい者など要支援者が地域に溶け込める環境づくり

(活動案)

- ア 自主防災訓練や避難訓練に高齢者、障がい者など要支援者に参加していただけるよう声掛けすることについて提案します。

(具体的事例)

- ア 地域密着型サービス事業所の運営推進会議に参加し、緊急時の支援体制づくりについて関係者や関係機関と検討しています。
- イ 聴覚障がい者が参加できるよう、カードを用いるなど工夫に努めています。また、避難訓練など障がい者など要支援者の方への対応が可能な訓練を取り入れることから、区民の障がい者への理解を高め、地域の一員として気兼ねなく訓練に参加してもらえます。

⑥専門的支援者による支援

(具体的事例)

- ア 事業者が実施するサポーター養成講座に積極的に区民の参加を呼びかけ、サポーターを養成しています。また、地区公民館活動の中などでサポーター養成講座や学習会など気軽に参加できる講座などを取り入れています。

- イ 区に人材バンクを創設し、サポーター養成講座などを受講した区民を登録し、その豊富な知識、技術、資格を活かし様々な機会でも活動していただき、また事業者の協力により、人材バンク登録者にその後のフォローアップを行っていただくことを検討しています。また事業者や当事者団体のボランティアや実習体験を行っています。
- ウ 発達障害者サポーター養成講座など、事業所の協力により各区において開催しています。
- エ 支援者を支える仕組みも大切であり、支援者の相談窓口として、市や専門機関、また事業所などと連携をしています。
- オ 人材バンク制度の設置を検討し、障がい者など要支援者に対する支援者の発掘や育成及び支援者の登録を検討します。
- カ 支援者としての資格の取得などは限定されることから、だれもが何か支援できる仕組みの構築に努めています。そのため、だれもが支援者として声掛けなどに心がけます。

⑦だれもができる支援

(活動案)

- ア 各区の部制度の中で、見守りなど日常できる人ができることを行うことを提案します。例えば、散歩中に小・中学生及び高校生などの登下校の様子や高齢者宅や障がい者宅などの様子を見守り、また水路や道路など危険な個所を何気なく見守るなど支えていく仕組みを構築します。
- イ 要支援者台帳の作成などから、支援が必要な方を把握し、「災害時住民支えあいマップ」を通じて、日常の気配りや声掛けに繋げることを提案します。

(具体的事例)

- ア 見守りなどをできる人、やりたい人が参加しやすいよう、どこで何を募集しているのかを、区の回覧等で伝えるシステムを構築しています。
- イ 事業所が実施するボランティアの受け入れ等、誰もが参加できる機会を活用しています。

(2) 要支援者や子どもを地域で支える連携の仕組み

(活動案)

①生活支援コーディネーターの周知と活用（生活支援体制整備事業）

- ア 生活支援体制整備事業、また同事業に係る地域協議体及び生活支援コーディネーターについて理解するため、区長会と協働して周知に取り組むことを提案します。
- イ 市が作成する制度等のガイドラインにより区民に周知することを提案します。
- ウ 生活支援体制整備事業による区内の支え合いの活動を通じて理解を深めることを提案します。

②福祉施設を運営する事業所との連携

(具体的事例)

- ア 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に、区長や民生児童委員などが出席し、事業所とつながり、相互連携による支え合いの仕組みの構築に努めています。
- イ 区や常会（町内会）などと事業所による防災協定を締結しました。
- ウ 一人ひとりの福祉の心が大切であることから、区における子どものころからの教育（福祉教育）が重要です。共生社会の構築のため、障がい者など要支援者を排除しない、配慮できる人材を育成します。
- エ 一人ひとりが知ること、意識することで、それぞれができることを行えることとなります。ひきこもりの方が役に立てる仕組みとして、秋田県藤里町社協（こみっと）など参考事例があります。
- オ 出前講座や専門家による人材バンクのみでなく、身近な地域における社会資源としてどんな人がいるのかを「災害時支え合いマップづくり」や「生活支援体制整備事業」を通して把握しています。
- カ 誰もが支えると言っても、やはり専門的知識が少なからず必要なため、プロに学ぶ、あるいは参加してもらうことも検討しています。
- キ 地域の中で、ひきこもり支援の事業者へつないでくれる方がいれば早期発見、早期対応が可能となることから、民生児童委員との連携による見守りや区内の情報収集の仕組みを検討します。また、地域に気軽に立ち寄れる居場所づくりを検討します。

(地域密着型サービス事業所)

(具体的事例)

- ア 部制度創設に合わせ、区長や民生児童委員の積極的な参画により情報を共有しています。
- イ 事業所が実施する防災訓練への近隣区民が参加し、また区の防災訓練や災害時住民支えあいマップの作成や更新に事業所に関わっていただいています。
- ウ 事業所と区との親密性が深まり、障がい者など要支援者の声が区に反映されやすくなるよう、区事業へ障がい者など要支援者に参加していただくとともに、障がい者などがやりたいことを行なえる環境づくりを目指します。
- エ 運営推進会議に出席し、区や事業所で実施する学習会のアイデアを出し合っています。
- オ 運営推進会議に出席し、事業所の状況を知ることによって相互の支え合いが深まっています。また、運営推進会議を地域課題の共有の場、解決のための話し合いの場としています。さらに、その輪を広げ、ネットワークを形成していきます。

(防災関係の連携)

(具体的事例)

- ア 区、常会（町内会）及び事業所との三者協定を締結しました。また、自主防災訓練へ

の参加について協定に盛り込んでいます。

イ 有事の際に想定できない事態に避難場所が受け入れられない状況等も想定されることから、区や自主防災会と民間企業などが災害時の援助について盛り込んだ災害協定の締結について検討しています。また、有事の際には、事業所も地域の一員として相互支援ができるよう事前に連携を図ります。

ウ 区は、事業所が通所または泊りかは問わず、その事業所を支援し、また事業所からは看護師、介護福祉士、社会福祉士など専門職による支援をお願いすることも考えています。

エ 区の防災訓練や有事の際に、区と事業所または民間企業の間で、お互いに所有するAEDや車椅子など資機材を提供しています。

オ 自主防災訓練を実施する際に、事業所または民間企業との共同による訓練を実施しています。

(区への加入、事業への参画など)

ア 事業所を地域の一員として位置付け、区の行事や作業への参加、資機材の貸借など様々な相互の連携を図っています。

イ 事業所への情報提供として、区の文書を回覧することにより事業所の参加を促しています。

ウ 区の広報紙などへ事業所の活動内容などを掲載することにより、区への帰属意識を持っていただくとともに、区民の関心を高めています。

エ 今後、役員の負担軽減のため、人、金、時間を共有し、区、地区社協、地区公民館等が協力し、情報提供や運営を行うことを考えています。

オ 事業所では、県の委託で工賃アップを目的とした農福連携を推進する「地域連携促進コーディネーター」が配置されている事業所もあり、こうした事業所と連携することも考えられます。また、事業所と農業者をつなげるコーディネートを行うことも考えています。

カ 農業と障がい者支援（就労を含め）は、連携するチャンスが多いことから、実習体験などを手始めに機会を創出することを考えています。

③民生児童委員との連携

(活動案)

ア 民生児童委員も福祉員も「気づきの目」「つなぎ役」といった役割を担う部分が多く、地域での困りごとに対して民生児童委員がその解決に奔走しています。地域の中でつなぎ先としての専門機関による困りごとへの対処法などの学習の機会を設けるため、民生児童委員との連携を図ることを提案します。

(具体的事例)

ア 地域包括支援センターが主催する「地域ケア個別会議」に、区長や常会長（町内会長）

などと民生児童委員が共に参画することで、具体的事例を通して、地域における支えあいのあり方を共に考えています。

イ 各区や地区社協において推進されている「ふれあいいいききサロン」は、高齢者の生きがいと健康増進の場である一方で、日々の困りごとの発見の場でもあり、民生児童委員や福祉員の参画により、身近な状況を把握することができる新たな仕組みづくりを構築します。

ウ 地域密着型サービス事業所は、民生児童委員と運営推進会議において話し合いをしているため、緊急時には緊急連絡票を作り民生児童委員へ提出するなど連携を図っています。

③福祉員との連携

(具体的事例)

ア 福祉員の周知と理解の促進のため、「災害時支えあいマップ作り」「福祉事業所との防災訓練・事業連携」「地域ケア個別会議」等を通じて、福祉員の理解や役割（各区の実情に応じた中での）を明確化しています。

イ 福祉員の役割など、区の回覧板等で定期的に広報を行っています。ただし、コミュニティ・マニュアルに掲載のとおり、負担なく、緩やかで自然なつながりが必要です。

ウ 福祉員の役割など年度初めの交代したばかりの時期に勉強会を開催しています。また、役割や職務についてマニュアル化を考えます。

エ 福祉員が交代するときに、その役割を明記した文書とあづみん（札）を一緒に引き継ぐことを考えています。

オ できるだけシンプルな形で区における役割分担を明確にして活動するよう努めていきます。

(3) 安全・安心に関する仕組み

(具体的事例)

ア 平成30年度から、各区の安全・安心は各区が主体となって活動を行っていくことを確認し、各区の実情に応じて各種活動が実施されています。区は活動を実施するに当たり、市や安曇野交通安全協会、防犯協会連合会などと連携し取り組むことにより、多くの区民への効率的な啓発活動が実施できます。

イ 区は、多人数の参加する各種行事等を利用し交通安全の啓発を行っています。

ウ 区は各世代の参加により危険個所の洗い出しを行い、危険個所のマップを作成しています。マップの作成に際しては、多くの区民が関わることで安全の意識を高めます。作成されたマップは区民に回覧板等で周知し、情報を共有することで、日常の見守りや、PTA、区で行う安全パトロール事業や立哨活動等に活用できます。

エ 区は、多くの区民が安曇野市メール配信サービスを利用登録し、市からの防犯・防災

情報を受け取れるように回覧板等で登録方法を周知することを提案します。

(4) その他区の仕組み

(具体的事例)

ア 区長の任期が1年の区においては、複数年の任期について研究します。

